

令和 8 年 3 月 3 日 開会
令和 8 年 3 月 24 日 閉会
(定例第 2 回)

大山町議会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 6 7 号

令和 8 年第 2 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和 8 年 2 月 2 4 日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 3 日（火） 午前 10 時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

○開会日に応招した議員

浅 田 龍太郎	小 林 直 哉
近 藤 隆 博	京 力 久 子
西 本 憲 人	島 田 一 恵
加 藤 紀 之	池 田 幸 恵
大 原 広 巳	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
近 藤 大 介	野 口 俊 明
吉 原 美智恵	

○応招しなかった議員

なし

第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 日)

令和 8 年 3 月 3 日 (水曜日)

議 事 日 程

令和 8 年 3 月 3 日 午前 10 時開会 (開議)

1 開会 (開議) 宣告

2 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

(1) 議長の報告

- ① 閉会中の議員辞職許可の報告
- ② 広報常任委員会 委員の選任の報告
- ③ 広報常任委員会 委員長及び副委員長の互選結果の報告
- ④ 議会運営委員会 委員の選任の報告
- ⑤ 説明員の報告
- ⑥ 出納検査結果の報告
- ⑦ 請願・陳情付託の報告
- ⑧ 意見書処理の報告
- ⑨ 提出された案件の報告

(2) 町長の報告

①政務報告

②報告第 1 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告
について

③報告第 2 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告
について

日程第 4 施政方針の説明について

日程第 5 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 7 年度大山町一般会
計補正予算 (第 1 2 号))

日程第 6 議案第 7 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 8 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 9 号 大山町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第 10 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 町道路線の認定について（町道栄団地 2 号線）
- 日程第 14 議案第 15 号 町道路線の認定について（町道上万稲光線）
- 日程第 15 議案第 16 号 町道路線の廃止について（町道稲光上万原線）
- 日程第 16 議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について
（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）
- 日程第 17 議案第 18 号 第三次大山町総合計画基本計画について
- 日程第 18 議案第 19 号 大山町赤松・明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定につ
いて
- 日程第 19 議案第 20 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 20 議案第 21 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 21 議案第 22 号 大山町過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策
定について
- 日程第 22 議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算
- 日程第 23 議案第 24 号 令和 8 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 24 議案第 25 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 25 議案第 26 号 令和 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 26 議案第 27 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 27 議案第 28 号 令和 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 28 議案第 29 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 29 議案第 30 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 31 号 令和 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計予算
- 日程第 33 議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算
- 日程第 34 特別委員会の設置及び付託
- 日程第 35 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告
- 日程第 36 議案第 35 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 1 3 号）

- 日程第 37 議案第 36 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 38 議案第 37 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 7 号）
日程第 39 議案第 38 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 7 号）
日程第 40 議案第 39 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 41 議案第 40 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
日程第 42 議案第 41 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 43 議案第 42 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 44 議案第 43 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 45 議案第 44 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 6 号）
日程第 46 議案第 45 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 6 号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	浅 田 龍太郎	2 番	小 林 直 哉
3 番	近 藤 隆 博	4 番	京 力 久 子
5 番	西 本 憲 人	7 番	島 田 一 恵
8 番	加 藤 紀 之	9 番	池 田 幸 恵
10 番	大 原 広 巳	11 番	米 本 隆 記
12 番	大 森 正 治	13 番	杉 谷 洋 一
14 番	近 藤 大 介	15 番	野 口 俊 明
16 番	吉 原 美智恵		

欠席議員（なし）

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 野 間 光 書記 …………… 林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 竹 口 大 紀 教育長 …………… 鷺 見 寛 幸

副町長	山根篤大	教育次長	浦木美穂
総務課長	金田茂之	幼児・学校教育参事	鷺見勇樹
財務課長	池山大司	住民課長	門脇恵美子
総合戦略課長	金田弘美	商工観光課長	源光靖
幼児・学校教育課長	井上龍	総合福祉課長	田中真弓
社会教育課長	西尾秀道	総合福祉課参事	石谷美智子
まちづくり課長	深田智子	健康推進課長	諸遊剛史
こども課長	末次四郎	建設課長	赤川佳隆
農林水産課長	桑本英治	水道課長	大前満

午前 10 時開会

○議長（吉原美智恵君） 皆さん、おはようございます。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますので、ご起立下さい。一同礼。
着席してください。

開会宣告

○議長（吉原美智恵君） ただいまの出席議員は 15 人です。

定足数に達しておりますので、令和 8 年第 2 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日は、諸般の報告、施政方針の説明のあと、本定例会に提出された各議案の提案理由の説明に続き質疑を行います。

なお、日程第 5、議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 12 号））と日程第 16、議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）と日程第 36、議案第 35 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）から日程第 46、議案第 45 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 6 号）までの 13 議案については、本日、質疑に続いて討論・採決まで行いますので、よろしく願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（吉原美智恵君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番 京力久子議員、5 番 西本憲人議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（吉原美智恵君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 22 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 3 月 24 日までの 22 日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（吉原美智恵君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

はじめに、閉会中の議員辞職許可の報告をいたします。閉会中の 1 月 26 日に、豊哲也議員から、議員辞職の願いが提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により、同日付けをもって議長において許可をいたしましたので、会議規則第 99 条第 2 項によって報告いたします。

次に、議員の辞職により、広報常任委員に 1 名欠員が生じたことから、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、1 月 26 日に大森正治議員を指名いたしました。

また、1 月 29 日に開催されました広報常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に浅田龍太郎議員、副委員長に小林直哉議員が互選されました。

次に、議員の辞職により、議会運営委員に 1 名欠員が生じたことから、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、広報常任委員長の浅田龍太郎議員を 1 月 29 日に、議会運営委員に指名いたしました。

以上、閉会中の議員の辞職に伴います報告といたします。

続いて、地方自治法第 121 条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

次に 12 月定例会において可決した意見書は、12 月 19 日に関係方面へ提出いたしました。本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に、町長から政務報告及び報告第 2 号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまでの、計 3 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 皆さん、おはようございます。

本日からの３月定例議会、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和８年３月定例議会における政務報告といたしまして、１２月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まずは、成人式についてです。１月３日に令和８年成人式を開催しました。成人対象者１４０名のうち１０２名に出席をいただきました。

次に、人材育成交流事業についてです。１月２７日から１月３０日にかけて、沖縄県嘉手納町児童交流団の受け入れを行いました。ホームステイによる交流をはじめ、スキー体験や名和小学校での学校交流、今年で３８年目となった大山町と嘉手納町の児童の交流がさらに深まる機会となりました。

以上で政務報告を終わります。

続きまして、報告第１号は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき報告するものであります。

改正した条例の名称及び改正内容はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

続きまして、報告第２号は、「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、地方自治法第１８０条第２項の規定に基づき報告するものであります。

変更を要する契約の目的、変更契約の内容、変更契約の理由はお手元に配布しております報告書のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） これで諸般の報告を終わります。

日程第４ 施政方針の説明について

○議長（吉原美智恵君） 日程第４、施政方針の説明についてを議題にします。

令和８年度施政方針について説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 本日ここに、令和８年度当初予算案並びに関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、町政運営に臨む私の所信を申し述べます。

令和８年度は、私にとって三期目の２年目にあたる重要な一年であります。

三期目の初年度である令和７年度は、これまでの施策を着実に継続しながら、将来を見据えた基盤整備と方向性の明確化に力を注いでまいりました。とりわけ、第三次総合計画の策定により、本町の将来像と進むべき道筋を町民の皆様と共有できたことは、大きな前進であります。

また、新体制によるスキー場の再始動、診療所再編に向けた具体的検討の深化、PFI手法による子育て世代向け町営住宅の整備推進など、将来を左右する重要施策についても、着実に歩みを進めることができました。

そして、本年度は、それらの取り組みを「方向性」から「成果」へと転換する年であります。すなわち、構想を実行へ、準備を具体化へと進め、町民の皆様には確かな前進を実感していただく一年といたします。

大山町第三次総合計画が掲げる「わくわく楽しい未来につながるまち ～人と人、人と自然が紡ぐまちの豊かさ～」の理念は理想にとどまるものではありません。したがって、人口減少や社会構造の変化という時代の潮流の中にあっても、本町の強みを磨き上げ、新たな価値を創出し続ける覚悟を示すものであります。

令和8年度は、総合計画における「ひと」「しごと」「くらし」「しぜん」「つながり」という五つの視点を横断的に結び付けながら、持続可能で選ばれるまちづくりをさらに深化させてまいります。

まずは、第1の柱【経済と産業の発展】についてです。

地域経済の活力は、まちの将来を支える原動力であります。まず何よりも、働く場の確保と挑戦できる環境の整備が不可欠であります。したがって、地域内で経済が循環する仕組みを構築することが、持続可能性を高める鍵となります。

令和8年度は住環境整備支援事業を実施いたします。これにより、住宅改修等への支援を通じて町民の生活環境の向上を図るとともに、町内建築業者の受注機会を創出し、地域内経済循環を促進します。また、本事業は空き家対策や定住促進施策とも連動させることで、住み続けられるまちづくりの基盤強化にもつなげてまいります。

農業分野においては、地域計画に基づく農地の集積・集約化を進めます。そして、担い手の確保と育成を最優先課題として取り組みます。さらに、スマート農業技術の導入支援や省力化機械の活用を推進し、生産性向上と経営安定を図ります。

酪農・畜産分野では、飼料価格や市場動向を踏まえた経営基盤強化を支援します。ブランド力向上や高付加価値化への取り組みを後押しし、安定した生産体制の確立を目指します。

一方で、水産業についても、漁港施設の計画的な維持管理と長寿命化対策を進めるとともに、後継者の育成支援や、水産資源の持続的利用と販路拡大に取り組みます。

観光分野では、新体制に向けて動き出そうとしている大山スキー場を、戦略的に観光の中核とします。そして、冬季観光の競争力強化にとどまらず、グリーンシーズンの体験型観光、スポーツ合宿、教育旅行、ワーケーションなど、多様な需要を取り込むことで、通年型観光地への進化を図ります。

さらには、国立公園指定90周年を迎えた大山隠岐国立公園のブランド価値を最大限

に活かし、自然環境の保全と観光振興を両立させながら、昨年 10 月に地域DMOとなった大山観光局との連携のもと、地域全体への波及効果を高めてまいります。

加えて、シティープロモーションを戦略的に展開し、ターゲット別の情報発信、データ分析による改善、トップセールスの強化により、観光客・移住者・事業者の誘致、個人や企業からのふるさと納税の拡大を図ります。

このように、基幹産業や観光振興、PR事業などを有機的に結び付けることで、持続的な地域経済の発展を実現してまいります。

次に、第2の柱として、【保健・医療・福祉の充実】です。安心して暮らせる地域社会の実現は、行政の根幹的使命であります。

まず、地域医療の安定確保が不可欠であります。診療所の再編については、将来にわたり持続可能な医療体制を確保するため、具体的検討を進めております。そして、令和8年度は実現に向けた調整を着実に進めます。また、新たに事務長を配置し、予算執行管理の適正化と経営機能の強化を図ります。これにより、医療サービスの質を確保しつつ、安定的な運営体制を確立いたします。

さらに、予防医療の充実にも力を入れます。特定健診受診率向上、予防接種の推進強化に引き続き取り組みます。そして、プレコンセプションケアの普及を進め、若い世代が将来を見据えた健康管理を行える環境を整備します。

高齢者福祉については、地域包括ケア体制を深化させ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みを強化します。介護予防の推進、地域活動への参加促進、生きがいづくりの支援など、多面的な取り組みを進めます。

障がい福祉分野においても、多様性を尊重し、共生社会の実現に向けた支援体制を充実させます。

次に、第3の柱として【子育て・教育・人づくり】です。未来を担う子どもたちの育成は、まちづくりの核心であります。

したがって、子育て環境と教育環境の両面を同時に充実させる必要があります。PFI手法による子育て世代向け町営住宅は、令和8年度末の完成を予定しております。そして、安心して子育てできる住環境を整備することで、若年世帯の定住促進につなげます。

また、利用者数が増加している大山西小学校区の放課後児童クラブは、「ところご児童クラブ」を追加で新設し、受け入れ体制を拡充します。これにより、児童の安全確保と保護者の就労支援を両立させます。

さらに、校内サポート教室を2校に設置し、不登校傾向の児童生徒に対する伴走型支援を強化します。そして、専属支援員による個別対応を通じて、段階的な教室復帰と社会的自立を支えます。

加えて、英語教育の充実を図り、実践的コミュニケーション能力を育成します。また、国際交流および国内自治体交流を深化させ、多様な価値観に触れる機会を創出します。

次に、第４の柱として【安心で快適な生活基盤の整備】です。持続可能な生活基盤の整備は、町民生活の安定に直結します。

まず、水道・下水道施設の計画的更新を進めます。そして、将来世代への責任ある事業運営の観点から、下水道料金の見直しについても丁寧に検討を進めます。

また、空き家対策では実態把握を的確に進め、利活用促進と適正管理を両立させます。さらに、移住定住施策と連動させることで、地域資源としての活用を図ります。そして、利便性の向上に資する改善を積極的に進めてきているデマンドバスに関しては、利用者や町民からの要望に応えるため、日曜日・祝日運行を開始し、生活交通の利便性向上を実現します。

整備から 20 年近く経過する町有の光ファイバー網は、今後の民間移行に向けた準備を進め、通信環境の高度化と持続可能な運営体制を確立します。加えて、防災減災の取り組みを前に進め、防災マップの更新により最新のハザード情報を反映させることで、地域防災力を高めます。

次に、第５の柱として、【行財政改革と共創の推進】です。持続可能なまちづくりを進めるためには、計画的かつ戦略的な行財政運営が不可欠であります。これまでの取り組みを継続し、中長期的視点に立った財政運営を徹底します。

また、事業の効果検証を重ね、改善を積み上げることで、施策の選択と集中を進めながら、町民満足度が高い行政サービスを実現します。

さらには、生成ＡＩの活用を推進し、行政事務の効率化と高度化を図ります。文書作成支援、議事録要約、データ整理などの各種分野で活用を進め、職員が政策立案や住民対応に専念できる環境を整えます。

また、住民、事業者、関係人口など多様な主体との対話を重ね、共創による地域づくりを引き続き推進します。行政単独ではなく、地域全体で未来を創る体制を確実なものにしていきます。

結びといたしまして、令和８年度は、三期目の２年目として、これまで積み重ねてきた取り組みを確かな成果へと結実させるとともに、次の時代への道筋をより明確に示す極めて重要な一年であります。

私は、この一年を「実行と深化の年」と位置付け、計画を具体化し、方向性を成果へと昇華させる決意であります。

第三次総合計画に掲げた将来像は、単なる理想ではありません。それは、本町がこれからも持続的に発展し、子どもから高齢者まで誰もが安心し、誇りを持って暮らせる地

域であり続けるための道標であります。人口減少や社会構造の変化といった時代の潮流は確かに存在します。

しかし、視点を変えれば、それは地域の在り方を見つめ直し、新たな価値を創造する機会でもあります。私たちは、受け身ではなく主体的に未来を選び取る町でなければなりません。

経済と産業の活性化、医療・福祉の充実、子育て・教育環境の向上、生活基盤の整備、そして行財政改革と共創の推進。これら五つの柱は、それぞれが独立した施策ではなく、相互に関連しながら本町の未来を形づくるものであります。

働く場があるからこそ若い世代が定住し、安心できる医療体制があるからこそ子育て世帯が将来を描き、充実した教育環境があるからこそ次世代の人材が育ちます。そして、安定した生活基盤と持続可能な行財政運営があつてこそ、そのすべてが支えられるのであります。

私は町長として、常に現場の声に耳を傾け、町民の皆様との対話を重ねながら、政策の質を高めてまいります。同時に、時代の変化を的確に捉え、必要な改革を恐れず、未来に責任を持つ選択を行ってまいります。挑戦を続ける町政こそが、地域の可能性を最大限に引き出す原動力であると信じております。

そして何より、本町の最大の財産は人であります。地域を想い、支え合い、挑戦を続ける町民の皆様が、未来を切り拓く原動力であります。行政はその力を引き出し、つなぎ、支える存在でなければなりません。共に考え、共に動き、共に成果を分かち合う。その積み重ねこそが、持続可能なまちづくりの本質であります。

令和 8 年度が、町民一人ひとりにとって希望と実感のある一年となるよう、全力を尽くして町政運営にあたることをここにお誓い申し上げます。

そして、第三次総合計画の理念を着実に具現化し、大山町の未来を町民の皆様とともに、より確かなものとして次世代へと引き継いでいく決意を申し上げ、令和 8 年度の施政方針の結びといたします。

○議長（吉原美智恵君） これで町長の施政方針の説明を終わります。

日程第 5 議案第 6 号 ～ 日程第 12 議案第 13 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 5、議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 12 号））から日程第 12、議案第 13 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの 8 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして、提案理由の説明をいたします。

議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについては、令和 8 年 1 月 6 日に発生した島根県東部地震に伴う住宅再建支援実施経費や、大雪対応の道路除雪作業委託料の追加、及び 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び国民審査の経費について急遽予算計上する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 1 月 21 日付で、既定の予算に 3,800 万円を追加し、総額を 133 億 7,905 万 7,000 円とする専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものです。

続きまして、議案第 7 号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国において、人事院の勧告に鑑み、通勤手当の改定が行われたことに伴い、本町においても同様の措置を講じるため、条例を改正するものです。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 8 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例について、近年の社会情勢の変化や物価上昇を鑑み、費用弁償の額を 1 回あたり 4,700 円から 5,000 円に支給額を変更するものです。また機関整備については各分団に負担金として支給するよう規則で定め、条例から削除するものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 9 号 大山町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例については、鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正に伴い、大山町森林等火入れに関する条例について所要の改正を行うもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は、公布の日からとしております。

続きまして、議案第 10 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例については、現在、風力発電事業に係る歳入歳出を明らかにするために、大山町風力発電事業特別会計を設けておりますが、令和 7 年度をもって事業が終了となるため、これを廃止するものです。

本条例の施行は令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例については、県営住宅浜の上第 1 団地 16 戸の住宅が、このたび県より無償譲渡されることに伴い、このうち 12 戸について令和 8 年 4 月 1 日より町営住宅として管理するもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は、令和 8 年 4 月 1 日からとしております。

続きまして、議案第 12 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、県営住宅浜の上第 1 団地 16 戸の住宅が、このたび無償譲渡されることに伴

い、県が内装修繕をした４戸について、令和８年４月１日より特定公共賃貸住宅として管理し、月額家賃を中山地区の特定公共賃貸住宅との均衡を図るため、４万５,０００円とするもので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものです。

本条例の施行は、令和８年４月１日からとしております。

続きまして、議案第１３号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の一部が改正され、地域限定保育士の資格が創設されるとともに、地域限定保育士登録を受けている者は、当該地域限定保育士登録を行った認定地方公共団体の長の管轄する区域内に限り、業として児童の保育等を行うことができるものとされたことに伴い、条例改正を行うものです。

本条例の施行は公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま８件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑を１件ずつ行います。

----- ・ -----
（日程第５）議案第６号

○議長（吉原美智恵君） 議案第６号 専決処分の承認を求めることについて（令和７年度大山町一般会計補正予算（第１２号））を議題とします。

なお、本議案は質疑に続いて、討論・採決まで行います。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第６号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

----- ・ -----
（日程第６）議案第７号

○議長（吉原美智恵君） 議案第７号 大山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 7）議案第 8 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 8 号 大山町消防団条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 8）議案第 9 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 9 号 大山町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 9）議案第 10 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 10 号 大山町特別会計条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 10）議案第 11 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 11 号 大山町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 11）議案第 12 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 12 号 大山町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 12）議案第 13 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 13 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び大山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） はい、本定例会もよろしくお願いいたします。

ちょっとお聞かせいただきたいです。今回の改正については、具体的な人材不足があってそういった対応としたものなのか、それとも条例改正に伴う改正なのか。

もう一つ、現在の町内保育施設における、放課後児童クラブにおける保育士確保の状況はどうか、よろしくお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 質疑に関しましては、以後、直接、担当課長からお答えをいたしますのでよろしくお願いいたします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

まず、現在の町内保育士の人材不足の件でございますが、人材不足ということはございません。

今回のこの条例改正は、児童福祉法、これの改正によるものだということでございます。以上です。

○こども課長（末次 四郎君） 議長、こども課長。

○議長（吉原美智恵君） 末次こども課長。

○こども課長（末次 四郎君） それでは、放課後児童クラブについてでございますけれども、まず一つ、1 点目の条例改正につきましては、先ほど幼児・学校教育課長が説明したとおり、制度の改正が行われた上に行うものです。

あと人材不足につきましては、放課後児童クラブの職員は、保育士の資格の有無にかかわらず支援員・補助員で運営をしております。基本的には人材の確保はできておりますけれども、ただ、小学校が長期休業、夏休み等に入った場合は、朝の 7 時 30 分から、クラブを開設しますので、職員のローテーションで苦慮する場合もございますけれども、その際にも職員と調整をしながら運営にあたっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 条例改正に合わせたものと、あと町内保育士については充足しているという答弁をいただきました。

今後についてなんですけれども、今後地域限定保育士というのを採用計画等があるのかどうかお願いします。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 採用計画っていうのはございません。もしそういった制度の方で申し込まれた方があれば、採用にはなるとは思います、それに限った採用計画っていうのはないと思います。

○こども課長（末次 四郎君） 議長、こども課長

○議長（吉原美智恵君） 末次こども課長。

○こども課長（末次 四郎君） 放課後児童クラブにおきましても、先ほどと同様でございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 13 議案第 14 号 ～ 日程第 16 議案第 17 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 13、議案第 14 号 町道路線の認定について（町道栄団地 2 号線）から、日程第 16、議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）までの 4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは引き続き提案理由の説明をいたします。

議案第 14 号 町道路線の認定については、町道路線の見直しに伴い、町道栄団地 2 号線を新たな町道路線として認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件の施行は、令和 8 年 3 月 31 日からとしております。

続きまして、議案第 15 号 町道路線の認定については、町道路線の見直しに伴い、町道上万稲光線を新たな町道路線として認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本件の施行は、令和 8 年 3 月 31 日からとしております。

続きまして、議案第 16 号 町道路線の廃止については、町道路線の見直しに伴い、町道稲光上万原線を廃止するもので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決

を求めるものであります。

本件の施行は、令和 8 年 3 月 31 日からとしております。

続きまして、議案第 17 号 工事請負変更契約の締結については、大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事において、令和 8 年 2 月 17 日付で工事請負変更仮契約を締結したため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま 4 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑を 1 件ずつ行います。

（日程第 13）議案第 14 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 14 号 町道路線の認定について（町道栄団地 2 号線）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 14）議案第 15 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 15 号 町道路線の認定について（町道上万稲光線）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 町道路線の認定と町道上万稲光線についてですけども、交通量の見込みの増加があるのかどうか教えていただきたいのと、もう一つ、町道認定されるということで、通れる車両の種類が変わるということで、安全確保の面、整備の面含めて教えていただきたいです。よろしくお願いします。

○建設課長（赤川 佳隆君） 議長、建設課長。

○議長（吉原美智恵君） 赤川建設課長。

○建設課長（赤川 佳隆君） 失礼します。交通量の見込みでございますが、現在、当路線におきまして、交通規制による支柱が設置してございます。町道認定後、支柱を撤去する予定としており、これまで通行できなかった車両が通行できるようになるため、交通量の増加が見込まれるものと考えております。

また、安全対策の計画についてでございますが、町道認定後、計画的に現地調査、また詳細設計とは計画を進めていく中で、安全対策施設として、近隣集落さんと協議を進めながらと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

（日程第 15）議案第 16 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 16 号 町道路線の廃止について（町道稲光上万原線）の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

（日程第 16）議案第 17 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について（大山町アウトドアライフ事業促進施設新築工事）を議題とします。

なお、本議案は質疑に続いて、討論・採決まで行います。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） アウトドアライフ事業促進施設ですね、大山寺にできるこちらなんですけど、当初設計では設置を予定してなかったトイレを二階に設置する理由は何でしょう、教えてください。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 御説明いたします。

まず、バリアフリー法の改正により、不特定多数の者が使用する本施設についても、原則各階にトイレが 1 以上必要ということが生じたため、追加で設計をしたものでございます。

なお、昨年 6 月に建築確認申請の事前相談のために、二階にトイレのない図面、もう既に提出はしておりましたが、特に指摘はございませんでしたので、そのまま設計を進めておりましたが、今年になりまして本申請をした際には、二階にもトイレが必要だという指摘がございましたので、そちらで変更をしたものでございます。

各階に設置の必要がないという理由でございますが、例えば床面積が著しく小さいとか、滞在時間が著しく短いという場合がトイレは必要ないという見解だったんですが、本施設については店舗もありますので、この必要ないものには該当しなかったというところでございます。以上です。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） バリアフリー法、新しい法律ですかね、その法律によって、今まではなくてもよかったのかもしれないんですけど、法律によってトイレを付けなくてはいけなくなったと。ただ、この法律ができることってどれぐらい前に分かってたのかなと思うんですよね。いわゆるこれができる前に申請出してやれば、トイレなくても、その建物は建てられたわけですよね。それはもう後の祭りかもしれないけど、そういったことっていうのはできなかったんでしょうか。教えてください。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） バリアフリー法が改正されましたのは、昨年6月1日でございます、それより前に建築申請をすることはできませんでした。でしたので、6月以降に事前相談でエレベーターの設置のことも検討もありましたし、相談に出ていていたところでございますので、改正後の規定に沿って建築確認申請をしたところですよ。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 ～ 日程第21 議案第22号

○議長（吉原美智恵君） 日程第17、議案第18号 第三次大山町総合計画基本計画についてから、日程第21、議案第22号 大山町過疎地域持続的発展計画(令和8年度～令和12年度)の策定についてまでの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） 続きまして、提案理由の説明をいたします。

議案第18号 第三次大山町総合計画基本計画については、第三次大山町総合計画基

本計画の策定について、大山町議会基本条例第9条第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

本計画は、大山町総合計画条例第6条の規定により、令和7年6月定例会において可決いただいた第三次大山町総合計画基本構想に基づき、基本目標をふまえた施策の基本的方向及び体系を示すものです。

本計画では、基本構想における基本目標の達成、まちの将来像の実現に向けて、33の施策と5つの基本的な考え方によってまちづくりに取り組んでまいります。

なお、本計画の策定に向けては、町内の各種団体の代表者等で構成される大山町総合計画審議会に諮問いたしました。提案しております本計画は、大山町総合計画審議会からの答申に基づくものであることを申し添えます。

続きまして議案第19号 大山町赤松・明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定については、辺地内の重要道路である町道赤松河原線の道路側溝の改良工事を行うものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第20号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定については、辺地内にある町道高橋樋口線の幅員を広げる改良工事をするものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして議案第21号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更については、現行の大山町過疎地域持続的発展計画について、過疎対策事業債の対象となる、スキー場設備等更新事業、ハンドル型電動車いす購入助成事業、小中学校ICT支援事業への過疎債の充当が生じたため、その本文及び計画の一部を変更するものです。

なお、今回の変更につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

続きまして、議案第22号 大山町過疎地域持続的発展計画の策定については、現行の計画が令和8年3月に期限を迎えるため、現行の計画の内容を見直し、改めて計画を策定するものです。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議が既に整っていることを申し添えます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま5件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑を1件ずつ行います

(日程第 17) 議案第 18 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 18 号 第三次大山町総合計画基本計画についての質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長、2 番。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） それでは、第三次大山町総合計画について、施策の 9 番、資源や人のつながりで観光や商工業を盛り上げようの内容について質疑いたします。

こちらがですね、観光と商工業ということがテーマとなっておりますが、内容を見ますと、内容や主要な指標とともに、どちらも観光業のことは、ボリュームも多く触れられているところですよ。

しかしながら、大山町は製造業の生産額がとても大きい町であると私認識しておりますが、そういった製造業をはじめとした商工業の主要指標は定められておりません。そういったところ、これを策定する中で指標を定めようという議論はございましたでしょうか。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） お答えします。

商工業のほうの指標を定めなかったかというところでございますが、審議会の委員の方々から特に製造業の生産額などに対する指標を具体的に定めないといけないのはいかとか、商工業に指標を定めないといけないというような追加をするような意見は特にはございませんでした。

工業の製造業につきましても、前回の総合計画のほうにも定めておりません。そのかわりなんですけど、大山町としては、地域の経済の基盤である小規模な事業者のほうの経営安定などの創業支援などの支援をしておりますので、施策 10 のほうで創業支援者数というところで指標として挙げております。

一方で小林議員さんが言われるような商工業の生産指標のほうも、経済センサスなどの推移は継続的に注視してまいりたいと思いますし、多角的な視点は重要でございますので、今後も、例えば実施計画などの定める際については、検討はしたいと思っております。以上です。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） 先ほど、検討委員会内ではそういった意見は出なかったということでそちらは了解なんですけども、担当課として、そういった経済センサス等

を見てもですね、製造業をはじめとした商工業の数値というのはとても大きいです。

やはりそういう元の計画を作る時点で、担当課内でのそういった数値設定しようという協議もなかったという認識でよろしいでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 今回の総合計画策定にあたりまして、例えばワーキンググループ等での議論を重ねて最終的な今回の提案になっているというところがございます。

ワーキンググループ等でも、いわゆるその商工業の中で製造業等について意見が交わされるところはありましたけれども、例えば製造業のことを何かしらの指標を設けて、その指標に対して、政策を何か取り組んでいくというようなところについてまでは、前回の総合計画にならって、特に指標設定の議論はなかったというような状況でございます。

ただ今、総合戦略課長のほうからも話がありましており、その分野について何も行わないということではなくて、町として例えば町内の経済循環等の推進について、必要な施策がございましたら、そちらについては取り組んでいくというようなところでの整理でございます。

○議員（2 番 小林 直哉君） 了解です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 総合計画については、先行して昨年の中に基本構想を承認しております。

わくわく楽しい未来につながるまちという基本理念、非常に期待しておるところですけれども、この基本計画については、五つの基本目標が定められ、この計画推進のために、五つの考え方が示されています。

そのうちの一つ、協働・共創によるまちづくりの推進、協力して働き、ともにつくるという意味での協働・共創と理解しておりますが、この推進、非常に重要なところだと思っておりますので、ここについての質疑でございますが、具体的に、この協働・共創によるまちづくり、どう進めていくのかということ。それから、協働であったり共創を推進する主管課をどこに置くかについて御説明いただきたいと思います。

もう 1 点ですね、スキー場に関して、先ほど施政方針の中でも町長説明されましたけれども今回、新年度から大山のスキー場、近隣のスキー場とも一体として町が所有し経営していくと。これについては、今町のほうで中長期の計画も策定され、今後、約 90 億

円の投資も、向こう 20 年ぐらいの間にかけて 90 億円程度の投資も見込んでいるという
ような状況でございます。

非常に町にとっても重要であり、規模の大きいことになるわけですがけれども、総合計
画、基本計画見ますとこのスキー場の経営という部分での記載がないように見うけられ
ます。やはり経営方針についての記述が必要であるのではないかと。

また、関連計画としてスキー場の中長期計画についても、言及すべきではないかと思
うんですが、中長期計画と総合計画との関連性についての御説明をお願いいたし
ます。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 私のほうからは、協働・共創によるまちづくりの推進
について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、内容としまして町民・団体・企業や行政が共にまちづくりを
取り組むということとを・・・

○議長（吉原美智恵君） 課長、すいません、もう少しマイクに近づけてください。

○総合戦略課長（金田 弘美君） はい。協働・共創推進につきましては、町民や団体、
企業、行政が共にまちづくりに取り組むことということを基本的な考え方を示しておる
ところでございます。

具体的な取り組みの進め方でございますが、まずは総合計画の内容を分かりやすく町
民に周知すること。集落活動や地域自主組織の活動を継続して支えること。町民参画の
ために積極的にアンケートを実施すること。総合計画につきましてはウェルビーイン
グ、楽指数アンケートを毎年実施して、町民の意識を調査することを進めていきたいと
考えております。

協働・共創の推進につきましては、全ての課が関わることはございますが、特に自
治会等の関わりのある総務課、地域自治組織の関わりがあるまちづくり課、そして総合
計画を推進する総合戦略課で、主となって取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。スキー場の経営については、商工観光課のほうから御回答をお願
いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 今、スキー場の経営方針等についての御質問をいただき
ました。こちらにつきましては御指摘のとおり、本来総合計画の中でも、その整理につ
いては触れる必要があるべきものと考えております。

ただ今回スキー場の中長期計画の策定について、並行して進めておりました総合計画

への盛り込みのスケジュールとちょっと合わないという部分もございました。スキー場の中長期計画、やっと整えたというところでございますので、今回の掲載には間に合わなかったというところでございますが、今後、総合計画等見直しの際には、そちらのほうの触れも必要だと思いますし、スキー場の経営方針につきましては、そのスキー場の中長期計画のほうで整理をしているというような解釈で今後対応を進めていければと考えております。以上です。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 再質問しますけれども、まず協働・共創によるまちづくりの推進ということに関してですけれども、やはり大事なことは、非常に重要な理念が示してあると思いますけれども、これをいかに実現していくかということが大事なんじゃないかと思うんですけれども、具体的な工程表だったりですね、K P I の管理みたいなことについてもう少し補足して御説明いただきたいことと、それから所管課については、総務課とまちづくり課を挙げられましたけれども、やはり何て言うんですかね、しっかり課を横断しながら、主となって工程を管理するセクションがどこなのかということの明確が必要じゃないかと思うんですけれども、そこについての補足の説明をいただきたいと思います。

それからスキー場のことが記載されてないことについて、本来であれば記載してあるべきだったという説明もありましたが、私 1 番、実際そうだと思いますし、1 番心配するところは、今後、何十億円単位の投資を予定しています。直近の 7 年ぐらいでも約 20 億円ぐらい投資する計画だというふうに見ておるわけですが、このスキー場の中長期計画は議会で議決したわけでもありませんし、総合計画の中で位置づけがないとですね、計画としての、中長期計画としての説得力だったり計画の実現性の担保というかこのあたりが非常に曖昧になってしまうということになると懸念するわけですが、このあたりについての考え方、再度説明をお願いします。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 協働・共創の推進についてでございますが、工程管理としては総合計画の主管課である総合戦略課が実施してまいりたいと思います。

基本計画の下に実施計画というものがあまして毎年度予算を組むときに、事務事業説明書と同様に、計画も審査をしていくところでございますので、それぞれの全ての施策に関わる K P I ですので、この協働・共創に関する K P I というものはありませんが、それぞれの施策に係る K P I を注視しながら、総合戦略課がスケジュール管理を年度ごとに行っていきたいと考えております。

スキー場については、商工観光課・・・〔発言する者あり〕・・・スキー場について触れている箇所もございまして、施策 9 の資源や人のつながりで観光や商工業を盛り上げようというところの 33 ページの 3 番ですね、そちらのほうに、海と山が近い大山町の特徴を生かした観光地域づくり、DMO 等と共同して進め、スキー場のグリーンシーズン活用や海側の振興、観光振興にも引き続き取り組み、海から山まで楽しめるまちを実現しますというところで、大枠での方向性は示しておるところでございます。以上です。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 現在の総合計画の中での触り方、盛り込み方につきましては今総合戦略課長から話があったとおりでございますが、議員御指摘のとおり、投資の計画については、あくまで中長期計画のほうで定めている計画でございます。

これについてどのような原資を使いながら、どのように整備していくのか、計画を見ながら整備していくのかというところにつきましては、都度都度実施の際に議会のほうにお諮りしながら進めていければと考えているところでございます。

○議長（吉原美智恵君） 近藤議員、これ以上、まだありますか。自分の意見とかはなしでお願いいたします。

○議員（14 番 近藤 大介君） はい、意見ではなくて、疑義があるのでお尋ねしております。

まずスキー場の件ですけれども、先ほど言いましたように中長期計画は議決した計画でも何でもないわけですから、今後、先ほど言いましたように直近、六、七年でも 20 億円程度を今後 20 年間で約 90 億円の投資を必要とするというような状況の中で、起債の借入れの際、あるいは町議会で議決を都度都度、判断していく上です、根拠となる裏づけが、本来であれば総合計画なりで示されておくべきだとは思いますが、先ほど課長の説明で 33 ページで記載されたグリーンシーズンの活用なども図っていくという程度で、本当に起債の借入れなどに支障が及ぶ可能性はないのか。資金を用意する上で、不安な要素はないのかということの確認を改めてしたいと思います。

もう 1 点、それから協働・共創のまちづくりを進めていく上で、先ほど説明いただきましたけれども、それで本当に実効性を持った取り組みができるのか、その辺りちょっと心配に思いますけれども、補足しての説明をお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） それでは質疑いただきました順番で、まず商工観光のほうから御説明いたします。

スキー場の今の設備の更新、また例えば新設というようなものも中長期計画の中では

触れている状況でございます。こちらにつきましては、そのときそのときで、例えば有利な財源、国の財源がありましたり、御指摘のとおり起債ということの活用も検討が必要な状況もあろうかと思えます。そのときの町の財政状況等を見ながら、議会のほうに十分御納得いただける形で、御提案をその都度、差し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） はい。実効性のある取り組みというところでございますが、工程表を改めて検討し、都度 1 番大切なのは町民にどれだけ周知できるかというところもありますので、実効性のある取り組みになるように周知をまず徹底しながら、実施をしていきたいと思えます。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ここで休憩いたします。再開は、11 時 20 分にします。

午前 11 時 9 分休憩

----- . ----- . -----
午前 11 時 20 分再開

（日程第 18）議案第 19 号

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

議案第 19 号 大山町赤松・明間・中楨原辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----
（日程第 19）議案第 20 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 20 号 大山町退休寺・高橋辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----
（日程第 20）議案第 21 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 21 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 計画変更の詳細を教えてください。スキー場整備など更新事業は、具体的にどのような計画内容で変更されたのでしょうか、教えてください。

○まちづくり課長（深田 智子君） 議長、まちづくり課長。

○議長（吉原美智恵君） 深田まちづくり課長。

○まちづくり課長（深田 智子君） はい、計画変更の詳細につきまして御説明します。

こちらは圧雪車と芝刈機の購入に関するもので、既に購入したものですけれども、辺地債を活用する予定であったものが、辺地債が満額配分とならなかったため、過疎債に振り替えるというものでございます。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 21）議案第 22 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 22 号 大山町過疎地域持続的発展計画（令和 8 年度～令和 12 年度）の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 22 議案第 23 号 ～ 日程第 33 議案第 34 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 22、議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算から、日程第 33、議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算までの 12 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をいたします。

議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和 8 年度大山町一般会計歳入歳出予算の総額は、126 億 9,000 万円を計上しております。これは、前年度当初予算と比較して、額にして 16 億 1,000 万円、率にして 14.5%の増となっております。

まず、歳入について特徴的なものをご説明いたします。

地方交付税は、職員給与改定等や物価高に対応した算定経費の増などを反映し、前年度に比べ 2 億 4,000 万円増の 51 億 9,000 万円を計上しています。

寄附金は、前年度が骨格予算であったことなどによる、ふるさと応援寄附金の増などにより、前年度に比べ 5 億 679 万 9,000 円増の 6 億 5,753 万 9,000 円を計上しています。

繰入金は、枠配分予算の導入等による歳出抑制や、普通交付税の増に伴う歳入財源の増などによる、財政調整基金繰入金の減などが主な要因となり、前年度に比べ 1 億 2,203 万 7,000 円減の 6 億 9,242 万円を計上しています。

次に、歳出について特徴的なものをご説明いたします。

総務費では、大山支所 1 号非常用発電機更新工事などを新規計上する大山支所事業に 4,834 万 3,000 円などを計上しています。

民生費では、照明設備の LED 更新工事などを伴う保健福祉センターなわ運営事業に 8,567 万 7,000 円などを計上しています。

衛生費では、各種がん検診委託料や脳ドック助成事業などの健康づくり推進事業に 4,180 万 5,000 円などを計上しています。

農林水産業費では、水田農業法人の水稲作付面積拡大や経営安定化の取組を支援する、攻守の要となる水田農業法人育成事業に 6,666 万 7,000 円などを計上しています。

商工費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する大山町住環境整備支援事業に 2,000 万円などを計上しています。

土木費では、町道大山口栄線の道路拡幅工事に 4,000 万円などを計上しています。

消防費では、防災マップの更新業務委託料などの防災対策費に 1,156 万 7,000 円などを計上しています。

教育費では、大山中学校部室棟改築工事や中山中学校トイレ改修工事などの学校管理費に 2 億 566 万 5,000 円、給食施設集約化に向けた改築実施設計委託料などの学校給食センター事業に 4,385 万 3,000 円などを計上しています。

以上で、提案理由の説明を終わりますが、お手元に配付しております議案説明資料もご覧いただければと思います。

続きまして、議案第 24 号 令和 8 年度大山町土地取得特別会計予算については、大山町土地開発基金を管理するための会計で、令和 8 年度は基金から生じる利子や土地貸付収入などを 128 万円と見込み、全額を同基金に積み立てる予算としております。

続きまして、議案第 25 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算については、歳入として、管理収入の計量給水料 1,247 万 8,000 円、一般会計繰入金 696 万 8,000 円、歳出として、修繕料 500 万円を計上し、予算総額を 1,965 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 26 号 令和 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算については、主な歳入として、国民健康保険税 3 億 1,730 万 7,000 円などを計上し、歳出では、県に

支払う国民健康保険事業費納付金 4 億 3,245 万 1,000 円などを計上し、予算総額を 19 億 4,231 万 3,000 円とするものです。

続きまして、議案第 27 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算については、国民健康保険直営診療施設である名和、大山、大山口診療所を经营管理するものであり、予算総額を 3 億 4,264 万円とするものです。

続きまして、議案第 28 号 令和 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算については、主な歳入として、後期高齢者保険料 2 億 7,487 万円などを計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 7,447 万 6,000 円などを計上し、予算総額を 3 億 7,854 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 29 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計予算については、歳入の主な内訳として、介護保険料 4 億 3,783 万 6,000 円、歳出の主な内訳として、保険給付費 20 億 3,935 万 5,000 円などを計上し、予算総額を 21 億 8,638 万円とするものです。

続きまして、議案第 30 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計予算については、主な歳入として、温泉使用料 396 万円、歳出として、指定管理委託料 368 万 5,000 円などを計上し、予算総額を 857 万 4,000 円とするものです。

続きまして、議案第 31 号 令和 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算については、宅地造成用土地取得費が主なもので、予算総額を 3,850 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 32 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算については、歳入の主な内訳として、一般会計繰入金 872 万 8,000 円及び基金からの繰入金 3,593 万 3,000 円、歳出の主な内訳として、施設の光熱水費 520 万 3,000 円、ゲレンデ・リフト等敷地使用料 2,175 万 6,000 円などを計上し、予算総額を 4,496 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 33 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計予算については、業務の予定量として、接続戸数 4,837 戸、年間総処理水量 128 万 2,000 立方メートル、一日平均処理水量 3,512 立方メートルを予定し、収益的収入及び支出の合計をそれぞれ 7 億 7,884 万 6,000 円、資本的収入として企業債借入、補助金など 4 億 7,575 万 7,000 円、資本的支出として、建設改良のための委託料、工事請負費及び企業債の償還金など 6 億 9,339 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算については、業務の予定量として、給水戸数 5,850 戸、年間総配水量 189 万 8,000 立方メートル、年間有収水量 155 万立方メートル、一日平均配水量 5,200 立方メートルを予定し、収益的収入の合計を 3 億 3,559 万 6,000 円、収益的支出の合計を 3 億 3,505 万 2,000 円、資本的収入として企業債借入、補助金など 1 億 3,795 万円、資本的支出として、建設改良のための工事請負費

及び、企業債の償還金など 2 億 772 万 7,000 円とするものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（吉原美智恵君） ただいま令和 8 年度各会計予算に関する議案について、12 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑を 1 件ずつ行います。

なお、本議会に提出されました議案第 23 号から議案第 34 号までの令和 8 年度予算に関する 12 議案については、令和 8 年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定ですので、本会議での質疑は、予算に対する総括的な質疑とし、個別の事業に対する質疑は、付託される委員会で行うことについて十分にご留意をいただきたいと思います。

（日程第 22）議案第 23 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 小林 直哉君） 議長、2 番。

○議長（吉原美智恵君） 2 番 小林議員。

○議員（2 番 小林 直哉君） それでは私はですね、産業支援の方針について総括質疑をさせていただいたと思います。

先ほど町長からの施政方針でも触れられていましたが、その中でも産業支援について、もう一つ詳しく教えていただければと思います。

令和 8 年度の一般会計予算で、様々な産業支援の事業がございます。額が減ったものですか新たにできたものもございます。そういった中でですね、こういった部分に重点を置いて今回の予算編成されたのか、その辺りを詳しくお聞かせください。

またですね、各産業の分野間連携はどのように進めていくかなというのを先ほどの施政方針の中でも、各産業を有機的に結びつけていくということで御説明がありました。

具体的にはどのような支援をお考えなのか、詳しくお聞かせください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） それでは当初予算の産業支援の方針についての御質問がございましたので商工観光課のほうからひとまずお答えをいたします。

まず商工観光課のほうでまとめております令和 8 年度の予算の産業支援の内容ですけれども、例えば応援券の配布、これは令和 7 年の繰越し事業でございますが、でございましたり、先ほど町長のほうからも御説明がございました。住宅の改善の支援でございましたり、あと創業支援の取組等もございます。こういったものを通じまして、いずれ

にいたしましても商工分野におきましては、町の商工会等と連携しまして、町内の、経済の循環振興を念頭に置いた取り組みを令和８年度においても進めたいと考えているところでございます。

また各産業の分野間連携の支援について御質問がございました。

こちらにつきましては、今現在進めております例えば、観光振興計画の中で、例えば農業、それから漁業等々それから観光業との連携、というようなところについても、令和８年度の策定に向けて現在準備を進めているところでございますし、あと６次産業に取り組む団体への支援というのを、今年度も行っておりますが、これを来年度も引き続き継続して行い、６次産業の町内の振興についても図っていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議員（２番 小林 直哉君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） ２番 小林議員。

○議員（２番 小林 直哉君） 先ほどですね、具体的に力を入れる事業ということで何点かお示しいただきました。国からの予算がついてる部分もありますが、例えば創業支援は力を入れると言いながらも多分昨年より、実際は空き家を利活用した創業支援などは３件から２件に減少したりしています。

数字だけ見たらちょっと小さくなっているんじゃないかなと思いますが、その辺りの整合性についてもうひとつ詳しく教えてやってください。

また、分野間連携ですね、観光の中で連携を進めることですか６次産業など挙げられていました。やはり農業や商工業を連携させる、こういったある意味課をまたいた事業になるかと思います。先ほど商工観光課のほうから説明ありましたが、こういった課をまたいだこういった産業支援は、担当課としては商工観光課が主体的になって進めていくという認識でよろしいでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） それでは御質問いただいた順番で。

まず創業支援につきましてです。こちらにつきましては今回令和８年の当初予算におきましては、御指摘のとおり２件の採択について想定をしているところでございます。

こちらにつきましては、今年度、令和７年に手挙げというか、採択がなかったという状況を踏まえまして、ひとまず２件の当初予算での提案を差し上げるというところでございます。

今後、採択に向けて募集、それから選定を行っていくわけですがございますけれども、その中で例えば有効なものがあった場合につきましては、例えばもうプラス１件とか、というようなところについて、議会のほうに御説明を差し上げました上で御議決をいただ

きましたら、補正によって、プラス 1 というような取組も検討はしてまいりたいと思います。

それから分野間連携につきまして、主になる担当課についての御質問がございました。こちらは先ほどの説明の中では観光振興計画に触る部分でございましたので、こちらについては、商工観光課のほうで根を持っているところでございますが、今後例えば何か連携が必要な場面がございましたら、そのときに、重点となる課のほうで、例えばプロジェクトチームとか、連携の下地とかというようなところは考えながら進めていくということになるかと思えます。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） ちょっとだけ補足をしますが、分野間連携をどういうふうに進めていくのかというところで、今回の第三次の総合計画の中にも、計画推進のために重要なこととして五つ挙げていると。そのうちの三つ目に、横断的な取組の推進ということ掲げております。この中には複雑化する地域課題に対して行政各課が連携して取り組むということが重要というふうにも書いてありまして、これを実現するために、新年度から少しちょっと行政の執行体制の改善というものを考えておりまして、まだちょっと内部で詰まり切っておりません。明日の管理職会等々を経て、以降にまた議会の全員協議会等でも御説明ができればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（9 番 池田 幸恵君） 議長、9 番。

○議長（吉原美智恵君） 9 番 池田議員。

○議員（9 番 池田 幸恵君） すいません、2 点、お願いします。ちょっと声が変わってるんですけど御了承ください。1 点、防災無線の件についてです。

各家庭に付けてる戸別受信機、とあと携帯から案内が流れてくる防災アプリ、同様のことでLINEでも内容が確認できるんですけども、防災無線アプリの普及件数が年々増加、目標値が増加の形でした。やはり同じ内容をしているとついつい見てるともったいないなって感じてしまうんですけども、今後このような同じような配信をしていくものはどのように総合性を考えていっているのかということと、また総合戦略課のシティープロモーション事業との連携はということをお伺いしたいと思います。

もう 1 点。地域活性化事起業人活用事業について、令和 5 年から始まって次年度、令和 8 年 10 月、今年度の令和 8 年 10 月 15 日までの派遣期間でやってたんですけどもこれまでの実績で、保育園のブランディング提案とかアウトドアライフ事業に関する追加施策の提案などがあるとあったんですけども、具体的にどのようなことだったの

か。いろんな課に提案をされているんですけども、各課との連携で見えた課題等があったのか。令和 8 年度は、移住定住促進に係る施策の継続及び新規導入っていうふうな説明がありました。まちづくり課をはじめどのように連携を令和 8 年度はとっていくのか教えてください。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） 防災行政無線のほうにつきまして私のほうから、答弁をさせていただきます。

防災アプリにつきましては、戸別受信機なり町の公式の L I N E、あるいはホームページと同様に、防災行政無線の放送内容を住民の方に正確に皆さんに届けられるようにする一つのツールとして、令和 7 年 4 月に導入させていただいたものでございます。

したがいまして、今後につきましてもそれぞれのツールを使いながら情報提供には努めてまいりたいというふうに考えております。

ただ、防災アプリにつきましては令和 7 年 4 月に導入したものでありまして、通常の防災無線の放送時間に御自宅にいらっしゃらない方、あるいは転入された方につきましては、恐らくニーズが高いというふうに考えておりますので、目標数値的には徐々に上がっていくもんだろうというふうに考えております。

特に、こちらのほうに集約していくという考えはございません。必然的に増えていくんだらうなというふうに考えてございます。

それからもう 1 点、シティープロモーションとの関係でございますけれども、こちらにつきましては、目的なり対象が異なりますので、直接連携ということは考えてございません。以上でございます。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） それでは地域活性化起業人の活用事業について御説明をさせていただきます。

様々な提案をいただいているところではございますが、その中の一つに、保育園のブランディング提案というのもございました。中身としましては、自然派育児などを重視する保護者に対して、特定の保育園をモデル園として行うブランディングです。例えば木登りや泥遊びなど、大山自然そのものが教材になるような環境を整えて、保育園留学という制度を通じた移住定住の促進をしてはどうかというふうな提案がありました。

ここでいう保育園留学というものなんですが、首都圏などに住む親子を対象として、一定期間、町内に滞在していただいて、親は、例えばリモートで働き、子供は保育園に 1 週間から 2 週間通うような制度の提案をしていただいたところです。まだ検討段階で

ございますので特に、予算計上というようなプロセスはまだ行っておりません。

アウトドアライフ事業についても、既存のいろいろな事業につきまして、アウトドアの要素、自然を取り入れるような要素を入れてはどうかというふうな提案でございました。

それと各課の横断的な取り組みをどんどん提案していただいておりますので、今共有もまだ全部ができていないところではございますが、共通認識で教育委員会やこども課とか、ほかの課に共通認識をする中で、時間がかかるなとは思っております。新しい施策をするということは時間がかかるなという正直な感想はありますが、共通的なゴールを見据えて、町長が申しましたような新しいような横断的な体制で取り組みができたかと考えております。

そして、8年度は移住定住促進に係る施策の継続と新規導入とあるが、まちづくり課とはどう関わっているかという質問でございましたが、令和7年度にですね、移住定住に関わりまして、これまで各課でやっていた子育て施策っていうのをもっとPRしてはどうかというふうに提案がありまして、確かに各課それぞれが子育て支援施策をやっているんですが、まとまって一覧になったものもないですし、チラシもつくったことがないということで、特に予算はかけずに自前の役場のコピー機で印刷したのですが、移住定住子育て施策の一覧が分かるようなチラシを作成いたしまして、まずは町内のスーパーや、診療所や公民館などに配布するようなことを、地域活性化起業人の力を借りて実施をしました。

その間、こども課やまちづくり課、教育委員会と協議をさせていただいて、そこはゴールが見えていたので、チラシをつくるというゴールが見えていたので、協力して意見を出し合って、一つのものが作れたかなとは思っております。チラシという形ですが、それをバージョンアップというか、今度は子育て町営住宅のオープンも募集も開始も始まりますし、その広報と兼ね備えて、町外へPRできたらいいかなというふうに思っております。以上です。

○議員（9番 池田 幸恵君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 9番 池田議員。

○議員（9番 池田 幸恵君） まず防災行政無線のほうなんですけれども、集約していく考えはないということだったんですけれども、それぞれ予算かかっていると思うので、同じようなことなので、もったいないなっていう感覚が少し残るところです。

地域活性化起業人活用事業については、課題としては時間がかかるというお話がありました、やはり8年度最後の年となりますので、ぜひともその課題を、課をまたいでいくというようなことを、この課題というのは共有はされていて、それをどうにか向かっていこうという、時間がかかるってことを課をまたいでやっていこうという話はされ

ているんでしょうか。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 議長、総合戦略課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総合戦略課長。

○総合戦略課長（金田 弘美君） 全てほかの課に共有ということはまだできていないところもありまして、総合戦略課や町長に直接提案していただくこともあるので、中で内容を精査して、横断的に取り組むべきものはしたいと考えております。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長、1 番。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 令和 8 年度当初予算の位置づけ及び今後 3 年間の財政運営について伺います。

先ほど、施政方針のほうでも少し町長言及されたかもしれないんですけれども、本予算、どのように位置づけているのかというのをまず伺いたいです。

また二つ目に、今後 3 年間の財政見通しについて、財政調整基金でありますとか、地方交付税や町税を中心とした一般財源の動向、また義務的経費の見通しはどうか。

また、一般財源の安定確保をどのように考えているのかというところをお聞きしたいです。

最後にもう一つ。今回、枠配分方式での予算策定だったかと思えますけれども、これが財政規律の確立につながったのかどうかお願いいたします。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 3 点、御質問いただきましたので順に御説明したいと思います。

まず今回の本予算、当初予算どのように位置づけているのかということでございますが、将来投資を見据えたような測量設計ですとか、準備の事業もありますし、それから単年度の収支均衡を図っていくという側面もあろうかと思えますので、いろんなものを含めた内容にはなっていると思います。

ただ全般的に言いますと、財源も一応、地方交付税に依存してるということで限られておりますし、その中でできるだけ歳出のほうは抑えながら、基金からの取崩しをできるだけ減らしたいというような視点では望んでおります。

そのため今回の当初予算の総額としましては、令和 7 年度の肉付け後の予算に対しまして、一般財源を 90%程度に抑えたいということで、各課にもいろいろ調整をお願いいたしまして、その結果いろいろ人件費の上昇とか物価高騰は続いておりますが、肉付け後の令和 7 年度の予算 127 億 6,656 万に対しまして、総額御提案しておるよう 126

億 9,000 万、7,600 万ほど減らしたような形で、何とか収めることができたかなというふうに思っております。

財政調整基金からの繰入金につきましても、前年度当初予算対比で 2 億 4,500 万の減、肉付け後の本予算対比ですと 4 億 4,500 万の減ということで、繰入れのほうも相当減らすことができたかなと思っております。

2 点目の今後 3 年間の財政収支の見通しということでお尋ねをいただいております。財政調整基金の残高でございますが、令和 7 年度末でだいたい 13 億ちょっとになる予定です。予算ベースですが、令和 8 年度末で 11 億 2,000 万ぐらい。またその後も引き続き同額程度の繰入れが必要ということになりますと、令和 9 年度末には 9 億円程度というようなことになろうかとは思っておりますが、このあたりは今後また歳出予算等の組立てのところで調整のほうを図りたいと思っております。

地方交付税につきましては、今回かなり物価上昇分等も加味されておまして、国の地方財政計画ではプラス 6.5%ということで確保されておりますが、本町におきましては令和 7 年度に行われました国勢調査、こちらの影響も人口のほうにかなり影響が出てくると思いますので、そういった状況にも注意しながら今後の財政運営を行っていく必要があるかなと思っております。

かなり義務的経費につきましての人件費とかかなり上昇しておりますので、一般財源の安定確保という点については、気をつけていく必要があるかなと思っておりますが、一つの自治体としまして、この交付税にかなり依存している状況ですので、こちらのほう歳入側の調整というのはなかなか難しいところがありますので、やはり歳出側の調整を中心に行っていく必要があるかなというふうに思っております。

三つ目の枠配分方式に関する御質問ですが、枠予算配分を行いまして、対象経費で見ますと、大体令和 7 年度の肉付け後の本予算に対する影響額は、大体 3 億円減ぐらいになっているというふうに試算しております。ですので、ある程度一定の効果はあったのかなというふうに考えております。

持続可能な財政運営についての考え方ですが、先ほどからお答えしておりますように、地方交付税の依存度が非常に高いということで、できるだけ予算総額に占める地方交付税の割合を高めるといえるかですね、そういった形で何とかそういった形で財政運営していけるようにしながら、あとふるさと納税等の寄附金等も有効活用しながら、将来への投資も同時に行っていくというような、ちょっと難しいかじ取りにはなりますけどそういった形でやっていきたいと思っております。以上です。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） ちょっと何点か追加で質問させてください。

先ほど財政調整基金の今後の３年間の見通しの中でも、もしかして９億円ぐらいちょっと令和何年度が・・・９年度、９年度大体予測としては、今現時点では９億円。町長として所信表明のほうでは１０億円を維持していきたいというところがあったと思うんですけども、こちらはこういったように考えておられるのか、まず１点。

もう１点が、今後、枠配分方式については継続して制度化していくというか、毎年の予算編成の際にはこういった枠配分方式でやっていくのかをお願いします。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） お答えします。先ほど財務課長が説明しました内容はあくまでも予算の話でありまして、過去の予算、１０年間見ましても、財政調整基金が予算額と同額取崩したという年は当然ないわけでありまして、予算を組む上で財政調整基金は入っているけれども最終的に決算ベースでは同額の取崩しがあるわけではないと。そういう認識のもと、引き続き最初の所信表明で掲げました、財政調整基金１０億円を維持できるように、しっかり財政運営をしていきたいというふうに考えています。

それからそれに向けての枠配分方式の予算編成、それ以外の方式でも何か効果的なものがあればしっかり取り入れて、今後やっていきたいというふうに考えております。

○議長（吉原美智恵君） それではまだ総括質疑の途中ですけれども、ここで休憩いたします。再開は１時です。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時再開

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

午前に引き続き、議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算の総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（12 番 大森 正治君） 議長、12 番。

○議長（吉原美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） 午前中にあった浅田議員の質疑とかぶる部分もありますので、私からは、１点について質疑させていただきます。

総額約 120 億円という過去最大の規模の予算額なわけですが、サマーレビューしたにもかかわらず増えた費目があるわけですが、その予算額の増減についてお聞きします。

土木費が 7 億円。それから総務費が 6 億 2,000 万円、教育費が 2 億円、これらが大幅増になっております。その理由、あるいは要因あると思いますけども、それをお聞かせ願いたいし、それから逆にですね、農林水産業費、本町にとっては重要な予算になると

思いますけども、これが約 1 億円、9,500 万円の減になっております。

この理由とまた要因についてもお示しいただきたいと思います。以上です。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 大森議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

最初にですね、令和 8 年度が過去最大の予算額というふうにおっしゃられたんですが、実はこれは過去 2 番目に大きい額になります。平成 18 年度が 141 億、合併 2 年目ですね、そちらが過去最大の額になりますので御承知いただきたいと思います。

増額した理由等ですが、浅田議員さんのときにも少しお答えしたんですが、今回の当初予算と令和 7 年度の当初予算を大きく違うのが、令和 7 年度は骨格予算ということで、政策的経費を含めておりません。ですので令和 7 年度の当初予算と単純比較はなかなか難しいかなというふうに思っております。

総務費にしても選挙費とかですね、いろんなものが含まれてますので、そういった部分で今回は少し多めに見えるというだけではないかと思えます。

農林水産業費の減につきましては、これは 1 番大きな要因は御来屋漁港の海岸護岸の改修工事、これが令和 7 年度 5,900 万つけておりましたので、これがなくなったものとかが 1 番大きな要因ですが、そのほかにも水道課のほうの県営土地改良事業の中山 3 期の負担金がこれが 2,700 万円ついておりましたし、農業集落排水事業の出資金、こちらのほうも 1,800 万、そういったものがありましてこれが全部落ちておりますので、こういったものが主な減額要因というふうにお考えいただければと思います。

あと、細かいところで何か補足があれば、各担当課のほうからはあると思いますが、一応大きな枠としてはそういった形でお考えください。以上です。

○議長（吉原 美智恵君） 補足はないですか。

○議長（吉原美智恵君） 議長。

○議長（吉原 美智恵君） 12 番 大森議員。

○議員（12 番 大森 正治君） とりわけあれですか、土木費、総務費、教育費の例を挙げましたけども、今財務課長が言われたようなことで増えているということではないのでしょうか。何かほかにも要因、考えられる要因があったらお示しいただきたいと思います。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（吉原美智恵君） 井上幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（井上 龍君） 失礼します。

教育費の部分だけについてお答えいたします。

まず教育費 2 億 1,000 万の増というふうに言われました。内訳としましては、教育総

務費が 4,800 万、小学校費が 4,800 万。あと中学校費が 1 億 4,300 万増えております。

教育総務費の主なものですが、来年度 G I G A スクールのタブレット更新しますんで、それが約 4,500 万あります。そういった関係で増えている。また今財務課長が言いました骨格予算になっておりますんで、ハワイの語学留学、これ昨年度当初はゼロでした。今年度 1,000 万ついてますんで、それによってまた違ってくるというような形です。

あと小学校費のほうですが、来年度は中山小学校の照明の L E D 工事、これを予定しています。これが約 2,500 万。また大山西小学校の道路拡幅に伴います駐車場の整備工事、これが 1,600 万。こういったもので約 4,800 万増えているってところです。

あと中学校費は 1 億 4,300 万ですが、来年度は、大山中学校の部室棟の改修工事、これが 6,800 万、あと名和中学校のプールの循環ろ過の設備更新工事、これが約 1,900 万。あと、中山中学校のトイレの改修工事、これは 5,100 万を予定をしております。

ただ昨年度はもっと大きな工事がありまして、大山中学校のトイレ改修、名和中学校のトイレ改修こういったものは、繰越し予算でやりましたので、当初には上がってないという関係があって、かなり増えたようには見ております。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかにありませんか。

○建設課長（赤川 佳隆君） 議長、建設課長。

○議長（吉原美智恵君） 赤川建設課長。

○建設課長（赤川 佳隆君） 失礼します。増額となった主な理由でございますが、定住促進住宅整備事業で約 5 億 3,000 万を計上しております。以上でございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに特にないようですので、大森議員続けてありますか。大丈夫ですか。ほかに質疑ありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤大介議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 一般会計の基金のことを中心に町財政の状況をお尋ねしたいと思います。

令和 8 年度の基金の繰入れについては、財政調整基金の 2 億円の取崩しを含めて、一般会計では 6 億 8,000 万円の取崩しが含まれております。積立て見込みと差引きしてもですね、3 億円の基金取崩しが見込まれているわけですがけれども、年々基金の額も減少してきております。今後の財政運営が大丈夫か、また財政の健全な運営のための対策、どのように考えておられるか説明をお願いいたします。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 近藤議員さん御指摘のとおり財政調整基金につきましては

先ほどもお話ししたように年々目減りしてるような状況です。

一般会計における基金残高のほうもですね、少しずつ減っておりまして、これも決算ベースはどうなるか分かりませんが、予算ベースで言いますと、令和 8 年度の残高が 50 億を恐らく切るような形になってきます。そういったこともありますので昨年からサマーレビューを行ったりとかですね、枠予算方式による予算編成のほうを導入しております。効果の低い事業とか施策の見直し等を図ってきております。

一定の縮減効果のほうも見られておりますので、引き続きこういったものにつきましては有効活用しながら、歳出抑制のほうを図っていききたいというふうに思っているところです。

ただ人件費の上昇とかですね、資材価格の高騰というのが引き続き見られますので、単純に歳出側の抑制だけではなくて、恐らくこれから検討しなきゃいけないのは使用料とかですね、料金系のほうの歳入面についても何らか検討を行っていく必要があろうかと、だというふうに思っております。

そういった形で何とか持続的な財政運営に努めていきたいと考えているところです。以上です。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） サマーレビューも含めていろいろ努力をしておられる経過は理解はできるわけですが、先ほど令和 8 年度末の基金の残高見込みが 50 億を切りそうだと。50 億あれば十分とも言えるのかもしれませんが、基金を長期債券で運用している都合上、向こう 10 年間で、実質的に使える基金は、その金額から 36 億円を引いた金額、要は、この先 10 年ぐらいは 14 億ぐらしか使えないというふうに理解しておりますが、その理解で間違いのないのかということと、そうすると、毎年 3 億円ぐらいつつ基金を取崩していくと、5 年先には、本当に使える基金がなくなるという状況で、これから先、予算編成もだんだん苦しくなるのではないかと。今は不要不急の事業を控えるぐらいで済んでいるものが、何年かたつと本当に必要な事業の予算もつけることができなくなるような事態も想定されます。

そういうことを回避するための具体的な対策がどこまで検討されているかということをお説明いただきたいのと併せてですね、先ほども総合計画の中で聞きましたが、スキー場で、特別会計のほうで、今後 20 年間で約 90 億円ぐらいの投資を見込んでいます。直近の六、七年でも 20 億ぐらいい見込んでおるわけですが、心配するのは索道の特別会計への一般会計からの赤字補てん的な繰り出しが発生する恐れがないのかどうか、このあたりの懸念について御説明をいただきたいと思います。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 何点か御質問いただきましたのでもし漏れがあればまたお願いしたいと思います。

まず基金残高、大体 50 億ぐらいになってきますが、債券で運用してるのは 36 億ということで、今後使えるのが 14 億であってるかということですが、基本的にはそのとおりということになります。損切りも覚悟の上で債券のほうを現金化するということであればその辺は多少動かしますが、現在のところそういう運用はしておりませんので、そういう御認識でよろしいかと思います。

それから、毎年 3 億円ぐらい基金のほうは取崩していくと 5 年ぐらいで枯渇するということですが、今 7 年度の見込みよりかは少ない取崩額で何とか今年度収支もいけそうな感じておりますので、一応予算ベースでお話しした感じでは先ほどのように、9 年度末で財調 9 億ぐらいとか、一般会計基金の残高が 8 年度末で 50 億を切るとかそういうことにはなるんですが、最終的にはその辺りは実際の執行状況にもよろうかと思っておりますので、その辺りは十分注意しながら、財政運営はしていきたいと思っております。

具体的な対策についてですが、なかなかちょっと特効薬というのはないかなというふうに思っております、それで昨年度からこのサマーレビューとか枠予算方式というのを取り組んでいるところです。枠予算編成方式も、今完璧な状態ではございません。いろいろ各課からも、もうちょっとこうしてほしいとかいろいろ多分要望もあろうかと思っておりますので、そういった面も踏まえながら全体的な歳出面の調整を引き続き 8 年度も取り組んでいきながら、できるだけ調整のほうはしていきたいなというところです。

スキー場の関係ですが、索道事業の繰入れについては、基本的には今の段階ではなかろうかなというふうには思っておりますが、万一スキー場の経営のほうがうまくいかないということがあれば、特会への繰り出しというのはどうしても発生するかなというふうには思っております。

そちらにつきましてはできるだけ、索道特会の中で何とか収支を調整していただきたいなというふうに財政としては考えているところですので、もしその辺があれば今後、また、担当課のほうと調整のほうはしていきたいと思っております。以上です。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 実際に使える基金のことを考えると、今後 10 年ぐらい、非常に厳しい財政運営が予測される中でですね、やはり索道事業で仮に赤字が発生する場合に、一般会計から赤字補てん的な繰出金をする余裕はないように見受けられます。

そうすると、そういった認識で間違いがないのか。あるいはあわせて索道事業に繰出

金をもしする可能性があるのであれば、きちんと何かしら上限を設けるなりのルール設定が必要なのではないかと思います。そういった財政規律上の取り組みの必要性について説明をお願いします。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 加藤議員。

○議員（8 番 加藤 紀之君） 本案と関係ない質疑だと思います。

〔「本案に極めて関係のある質疑です」と呼ぶ者あり〕

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） 担当課長から答えにくいと思いますので、こちらで答えたいと思いますが、まず近藤議員の個人的な御見解や御意見のところは特に言及はいたしません。今後、索道事業特会等に関して、繰入れがいいのか悪いのかというところは、その都度、予算提案をした際の議会の御判断になるのかなというふうに考えているところでございますし、今後の財政運営状況が厳しいという、近藤議員の個人的な御意見はよく分かりましたけれども、そういったことがないように取り組んでいるところでありますので、引き続きの御理解、御協力をいただけたらというふうに思っているところでございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） では、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

（日程第 23）議案第 24 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 24 号 令和 8 年度大山町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

----- . ----- . -----

（日程第 24）議案第 25 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 25 号 令和 8 年度大山町開拓専用水道特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 25) 議案第 26 号

○議長(吉原美智恵君) 議案第 26 号 令和 8 年度大山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 26) 議案第 27 号

○議長(吉原美智恵君) 議案第 27 号 令和 8 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 27) 議案第 28 号

○議長(吉原美智恵君) 議案第 28 号 令和 8 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 28) 議案第 29 号

○議長(吉原美智恵君) 議案第 29 号 令和 8 年度大山町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉原美智恵君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

(日程第 29) 議案第 30 号

○議長(吉原美智恵君) 議案第 30 号 令和 8 年度大山町温泉事業特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 30）議案第 31 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 31 号 令和 8 年度大山町宅地造成事業特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 31）議案第 32 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 32 号 令和 8 年度大山町索道事業特別会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長、14 番。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 索道事業会計についての総括質疑を行います。

スキー場の経営についてということでございますが、本予算については、これまで大山町が所有していました中の原のスキー場に加えて、このたび隣接するスキー場を新たに取得しております。本来であれば、4 月以降の指定管理業者が既に決まっていなければならない時期ですけれども、先日からのマスコミ報道にもあるように、業者選定に至らず、再公募となっている状況です。この会計が円滑に安定した運営ができるか心配してるところですけれども、令和 8 年度及び向こう 3 年程度ですね、指定管理納付金及びその他の収入の見通しについて御説明いただきたいと思います。

それからですね、これまで、スキー場はだいせんホワイトリゾートという名称でやっておりますが、指定管理業者が変更になった後もこの名称でいくのか、変更されるのか。併せて今後のスキー場経営について、今般、町のほうで作成した中長期計画に沿って実施されるかどうか、されるというふうな理解でいいのかということの説明。

それからリニューアルについて、少しお尋ねしますが、令和 8 年度中に指定管理業者が変更したりすることに関して、リニューアル関連費用が発生するのかなと思ったりするんですけども、その見通しについての説明で、発生する場合、その財源どういった財源でこれを賄うかということの説明、併せて今後一般会計からの繰入金が発生する可能性について改めて説明をお願いします。

併せてこの会計はこれまで特別会計で運営してきているわけですけれども、町営の町のスキー場の規模も拡大しております。そういった状況の中で会計の透明性や、健全性

を確保するためには、早期に企業会計への移行が必要なようにも思いますが、このまま特別会計でいいのか、考えを説明いただきたいと思います。

○議長（吉原美智恵君） あくまでこの議案に対する予算審議ですので、答えられるところだけ教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） では、令和８年度の索道事業特別会計のことについての御質疑にお答えいたします。

まず８年度及び向こう３年程度の指定管理納付金及びその他収入の見通しというところでございますけれども、こちら現在の指定管理、御指摘のとおり再募集に向けて今準備しているところでございます。

そちらの指定管理者との協議によって決まってくる部分とは思いますが、ひとまず令和８年度の見込みといたしましては、３,５００万程度の指定管理納付金について予算計上をしているところでございます。

ただし、こちらにつきましては指定管理者決定後に改めて指定管理者の提案内容、それから協議によりまして、改めて例えば補正予算というようなところについての御提案を差し上げる可能性もあることを申し上げておきます。

それから名称について、だいせんホワイトリゾートを変えるか、それともそのままかというようなところでの御質疑がございました。こちらにつきましては、これも指定管理者がどのように考えるかというところが一つ大きなポイントになってくるかと思います。

だいせんホワイトリゾートという名前自体はかなり浸透している状況だと、町としては考えているところでございますので、ただし、スキー場の運営という中で新たな名称というところが効果的というようなことで判断ができます場合は、指定管理者と協議の上で変更というようなところも可能性としてはあるものかと考えております。

それから、８年度中、新年度中にリニューアル費用が発生する見通しということでございますが、現在具体的なリニューアル費用については、町としては想定をしておりません。これも指定管理者のほうで自主事業的に例えば新たな設備を入れられたりというようなところがございました場合は、指定管理者のほうの費用負担というところで行う場合もあろうかと思ひますし、物によっては、町のほうでの整理が必要な場面もあろうかと思ひます。そちらは協議しながら、必要に応じて議会のほうにも御提案いたしながら、御納得いただいた形で執行できればと考えているところでございます。

それから一般会計の繰入れにつきましては先ほど説明をいたしましたところでございますけれども、場合によって、例えばリフトの更新とか、大きな設備の更新というときに、

そのような瞬間的に一般会計からの繰入れというところが必要になる場合もあるかなと思います。交付税措置等は別として、そういう繰入れが発生するということの整理が必要になった場合には、これも都度議会のほうに御説明の上、議決ということであれば進められればと考えているところでございます。

それからスキー場の規模に対して、特別会計から企業会計の移行についての御質問がございました。こちらにつきましては、御提案のとおり企業会計のいわゆる独立採算性とかいうようなところに着目して、そういったことも検討が必要なのかなと考えております。

ただし公営企業会計と、例えば指定管理による運営というところの整合性とかもまだ検討を十分に進める必要があるかと考えておりますので、すぐということではなくて、今後検討を進めて、必要に応じてそのような意向も可能性としてはあるかなと考えているところでございます。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） まず指定管理納付金についてですけれども、令和 8 年度 3,500 万円を見込んでいるということでしたけれども、予算書を見ると、指定管理納付金のところ、何か廃目、計上されていないようにも見受けられるんですけれども、予算計上の考え方をもう一度改めて説明いただきたいと思います。

それからリニューアルなどについては、現在想定されていないということでしたけれども、先ほど来言っておりますように、直近六、七年間の間だけでも 20 億円の設備投資を考えているというような状況の中で、恐らく早い段階で、公設増設の施設整備の予算も計上されてくるのかなというふうに推測するわけですが、そうすると一般会計からの持ち出しなしで、できれば、それが運営できるような形が望ましいと思うわけですが、一般会計からもし繰入金を必要とするのであればきちんとしたルール化が必要なのではないかと思います。会計上の考え方を再度説明いただきたいと思います。

○議長（吉原美智恵君） 予算審議ですので、予想とかこれからの話というのは、もし詳しく追及するのであれば一般質問でお願いしたいと思います。できるところでお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず指定管理納付金についての整理についてのお話ございました。予算書の中でいきますと、索道事業基金繰入金のところ、・・はい、すいません、ちょっとほかのものだけ説明をいたします。失礼いたしました。

まず公設の施設の整備のほうから商工観光課のほうから御説明いたします。公設の施設の整備につきましては、議員御指摘のとおり、中長期計画の中では割と早い段階で設備の更新、または新たな設備の導入がしたほうが将来的にはいいだろうというような整理をしたものもございます。

こちらにつきましては、御指摘のとおり、索道の特別会計の中で収まる、それから索道のスキー場の収入の中で収まるというところがベストな状況ではございますが、指定管理の新たな運営が令和8年度からスタートするというような状況の中で、もしかするとその中で収まるような状況でないことが発生した場合には、改めて御提案差し上げるというような形になろうかと思えます。

ただ、どちらにいたしましても、有利な財源を確保するというところに関しまして、令和8年度中にすぐというところは難しいのかなと考えておりますので、今後、指定管理者の意見も聞きながら、どういったところをスピード感持ってやっていくかというところは整理しながら、財源も有利なものを確保していければと考えております。

それからルール化についての御質問がございました。これもしかすると財務のほうの見解もあるかもしれませんが、ルール化といいますか、財源の中で一般会計のほうからの繰入れについて、際限なくということはやはりまずいだろうというふうに考えます。こちらについて例えば、数値的なルール化というものが必要なのか、それとも考え方の整理が必要なのかというところは今後整理がしていければと考えております。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 歳入予算の考え方について御説明いたします。

担当課長のほうから指定管理納付金 3,500 万という話があったかと思いますが、これはあくまで予定ということで、予算の中には含まれておりません。通常ですと、近藤議員さん御指摘のとおり、雑入のほうで組むんですが、今回はまだ指定管理者が決まっていないということで暫定的に予算編成を行っております。そのためにそれに代わる財源として索道基金からの繰入金というのを充当しております。

指定管理者が決まりまして、収支計画等をはっきりしましたら、その辺りは補正予算で財源組替えを行いまして、改めて御説明を差し上げるという形になろうかと思えますので御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（吉原美智恵君） 近藤議員。指名してください。求めてください、議長に。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 最初の商工観光課長の説明と財務課長の今の答弁に食い違いがあるわけで、ちょっとその辺りもう 1 回整理させてもらうのに休憩させてもら

っていいですか。商工観光課長の答弁は発言訂正しなくていいですか。

○議長（吉原美智恵君） 休憩します。

午後 1 時 32 分休憩

午後 1 時 33 分再開

○議長（吉原美智恵君） 再開します。

○議員（14 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 14 番 近藤議員。

○議員（14 番 近藤 大介君） 指定管理納付金について、予算書上は計上されていないと、計上されていない予算について、最初、担当課長から 3,500 万円の指定管理納付金を予定しているというふうに答弁があったので、私も混乱したわけですがけれども、予算書上は、指定管理納付金は計上されていないということで、今、理解しましたけれども、今後、指定管理業者がまだ決定していない状況の中で、少なくとも予算書上は、指定管理納付金が今、計上されていません。合わせて廃目というふうにもなっています。なぜ廃目にする必要があったのかというところも、ちょっと説明いただきたいと思えますし、併せてですね、3,500 万を現状予算では計上していないが、3,500 万の収入を見込んでいるということですね。はい。それは理解しました。

で、今後の指定管理納付金が今後も同等以上の収入を見込まれる形で町としては、考えているのか。毎年 3,500 万の指定管理収入で、今後発生する 20 年間で 90 億円の事業の財源を賄うことができるのか、その辺りの見通しについて再度説明をお願いします。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） はい。廃目という名称についてご御質問ありましたが、すいません、これシステム上ですね、どうしても前年度対比で出そうと思うとこの形でしか出さなかったということで御理解いただきたいと思います。

実際に、指定管理納付金、見込まれるということになれば、改めてこちらのほうにも乗ってくるような形になりますので御了解いただきたいと思います。以上です。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長

○議長（吉原美智恵君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 今後のスキー場運営についての財源についての整理が御質問だったかと思います。

そちらにつきましては、指定管理者が決まりましたら、指定管理納付金でどれぐらい入れていただけるかというような経営計画等も確認をしながら、今後、整理をしていければというに思いますが、現在のところ令和 8 年度は、仮にこのような予算組みにしているというところでございます。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 32）議案第 33 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 33 号 令和 8 年度大山町下水道事業会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

（日程第 33）議案第 34 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算を議題とします。

これから総括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第 34 特別委員会の設置及び付託

○議長（吉原美智恵君） 日程第 34、特別委員会の設置及び付託についてお諮りします。

ただいま質疑を行いました議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算から、議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算までの 12 議案については、15 人の委員で構成する令和 8 年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号 令和 8 年度大山町一般会計予算から、議案第 34 号 令和 8 年度大山町水道事業会計予算までの 12 議案については、15 人の委員で構成する、令和 8 年度予算審査特別委員会を設置しこれに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました、令和 8 年度予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、全議員を指名したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（吉原美智恵君） 異議なしと認めます。

したがって、令和 8 年度予算審査特別委員会の委員は、議員全員を選任することに決定いたしました。

○議長（吉原美智恵君） 委員長・副委員長の互選のため、令和 8 年度予算審査 特別委員会を開いてください。ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは、図書室に移動してください。

午後 1 時 39 分休憩

午後 1 時 47 分再開

日程第 35 特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

○議長（吉原美智恵君） 再開いたします。

日程第 35、令和 8 年度予算審査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告をします。

休憩中に開催されました令和 8 年度予算審査特別委員会において、委員長・副委員長の互選が行われました。その結果、委員長に西本憲人議員が、副委員長に浅田龍太郎議員が互選されましたのでご報告します。

日程第 36 議案第 35 号 ～ 日程第 46 議案第 45 号

○議長（吉原美智恵君） 日程第 36、議案第 35 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）から日程第 46、議案第 45 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 6 号）までの 11 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をいたします。

議案第 35 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）については、既定の予算を 2 億 2,892 万 2,000 円減額し、総額を 131 億 5,013 万 5,000 円とするもので、主な事業は、大山口（T）大塚線歩道新設工事の増工に係る経費の追加や、除雪委託料の追加、支給対象見込児童数の増加に伴う物価高対応子育て応援手当の追加などとなっております。

続きまして、議案第 36 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 1 号）については、高田工業団地公園用地の土地売却価格相当額として、土地開発基金への繰出金の増額により、既定の予算を 5,885 万 7,000 円追加し、総額を 5,933 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 37 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 7

号)については、歳入では、国民健康保険税並びに普通交付金の増額、歳出では、療養給付費並びに人間ドック助成金の増額が主なもので、既定の予算を 3,193 万 3,000 円増額し、総額を 19 億 4,782 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 38 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 7 号)については、実績見込みによる人件費等の増額及び大山診療所オンライン推進事業の減額が主なもので、既定の予算を 24 万 2,000 円減額し、総額を 3 億 4,832 万 9,000 円とするものです。

続きまして、議案第 39 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)については、歳入では保険料の増額、保険基盤安定繰入金、事務費繰入金の額の確定による減額、歳出では後期高齢者医療広域連合への負担金の増額が主なもので、既定の予算を 698 万 4,000 円増額し、総額を 3 億 3,797 万 7,000 円とするものです。

続きまして、議案第 40 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 5 号)については、歳入では国・県支出金と前年度からの繰越金の増額、歳出では基金積立金、予備費の増額が主なもので、既定の予算を 6,022 万 7,000 円追加し、総額を 24 億 5,380 万 5,000 円とするものです。

続きまして、議案第 41 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 4 号)については、風力発電事業終了に伴う特別会計廃止に向けた調整として、既定の予算を 5,380 万円追加し、総額を 1 億 1,732 万 1,000 円とするものです。

続きまして、議案第 42 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)については、事業の繰越金等が確定したことに伴い、既定の予算を 3 万円減額し、総額を 1,510 万円とするものです。

続きまして、議案第 43 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 3 号)については、令和 8 年度からのスキー場指定管理者を選定するための委員報酬の増額及び令和 8 年度からのスキー場資産譲渡に伴う土地の賃借料の増額並びに入札による備品購入費の減額をするもので、既定の予算を 177 万 8,000 円減額し、総額を 9,895 万 4,000 円とするものです。

続きまして、議案第 44 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算(第 6 号)については、資産減耗費の増額などにより下水道事業収益及び費用にそれぞれ 1,551 万 2,000 円追加するものです。

続きまして、議案第 45 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算(第 6 号)については、中山第 3 配水池敷地整備工事などの増額により、資本的収入に 4,859 万 3,000 円、資本的支出に 3,373 万 9,000 円追加するものです。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長(吉原美智恵君) ただいま、提案理由の説明がありました補正予算関係 11 議案

については、本日、質疑に続いて討論・採決まで行います。

（日程第 36）議案第 35 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 35 号 令和 7 年度大山町一般会計補正予算（第 13 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長、5 番。

○議長（吉原美智恵君） 5 番 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） それでは、10 款総務費ですね、ページでいったら 17 ページです。

合併 20 周年事業に対してですね、今回 370 万円の減額とありました。こちらの減額理由を教えてください。趣旨としてはですね、せっかくの合併 20 周年というこちらの行事に対してですね、減額するのではなく、その予算をより効果的な予算執行にできなかったのかというところをお聞きしたいと思います。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） お答えをいたします。

もともと 6 月の補正予算の際にも申し上げましたとおり、この 20 周年記念自体が急遽決定したものでございます。したがって、見積書の徴収もできずに、予算計上に当たりましては、合併 10 周年記念の予算執行の金額にならって予算計上をさせていただいたところでございます。時間的にも、大がかりなこととはできないということは前々から申し上げてございました。表彰だけがメインですっていう話はさせていただいておりました。

したがって、外注するのではなくって、ほぼ自前で全て式典関係をやった関係で、経費もそこまで使うことなく節減できたというふうに考えております。予算認められましたので、全てを使うという考え方もございますけれども、要は反対に節減をして、同じような効果を出せば、それでいいというふうにも考えておりますので、今回は後者のほうをとらせていただいたところでございます。

議員の皆さんにも御出席をいただきましたし、参加者の皆さんにもこじんまりとした式典ではございましたけれども、終わった後に、いい式典でしたというような声もたくさんいただいておりますので、このたびは減額させていただいたところです。

したがって、実質的には 230 万円で今回の 20 周年記念の式典を全て賄わせていただいたところでございます。以上です。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） ちょっと待ってくださいね。10 周年に見合った予算立てだったというのは、当初だったということで、もともと積み上げ式の予算ではなかったということは理解できました。あとですね、無駄な経費を使わないで極力抑えましたという意味も、とても事業努力かなというふうに思いました。

ただですね、この合併 20 周年の事業に当たって、少し様々なところからお話を伺うことがありました。その一つとして、音源を作成されましたよね。音源作成ですけど、この音源作成は幾らぐらいの予算をかけて作成されたんでしょうか。ちょっとこの説明資料だけだと分からないので、詳細を教えてください。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） ちょっと正確かどうか分かりませんが、100 万か 110 万だったというふうに記憶しております。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） ごめんなさい、これ 3 回目の質疑にしたらいいか、答弁漏れでお願いしたい。

○議長（吉原美智恵君） 答弁漏れですか、きちんとください。

○議員（5 番 西本 憲人君） ごめんなさい、金額だけじゃなくて、100 万ぐらいでどういった内容なのかっていうのを依頼した内容をちょっと聞いたつもりだったんで、言葉足らずだったら 3 回目の質疑にしますけど。

○議長（吉原美智恵君） 答弁漏れっていうことで。

○議員（5 番 西本 憲人君） すいません、申し訳ないです。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） 20 周年記念バージョンということで、大山賛歌のほうを何曲かって言いますか、1 枚の C D の中に入れさせていただきました。

○議員（5 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 西本議員。

○議員（5 番 西本 憲人君） 私はですね、C D 聞かせていただきました。とても素晴らしい仕上がりで、かなり幻想的な内容に仕上がってるなというふうに感じました。制作には多くの住民さんが関わってくださったようです。何人ぐらいなのか私も把握してませんが、ただその関わった住民さんの中で割と技術的にプロの領域になられる住民さんもおられたみたいなんですけど、そのボランティア要素がかなり多い関わりになった

ようで、これは本人たちが望んでそういうふうにしたのであれば、それはもうしょうがないと言えましょうがないかもしれないんですけど、ここに書いてある謝礼金とかもそうなんですけど、結局関わった人たちにじゃあそのCDが行き渡ったのかとか、気持ちばかりでも、費用弁償みたいな形でも少し謝金が発生したのかとか、少なくとも3人ぐらいからそういったことが、特になかったんですよねと。どういったやりとりの中でそういうふうなことになるのか分かりませんが、そういった声が少し二、三聞こえてきたのが、とても20周年の節目として残念だなというふうに感じました。

その辺り最後、ちょっとどう思うか教えていただければと思います。

○総務課長（金田 茂之君） 議長、総務課長。

○議長（吉原美智恵君） 金田総務課長。

○総務課長（金田 茂之君） CD作成につきましては委託料として全て一括で発注をさせていただいておりますので、その個人さんへの謝礼的なものは受けられた方がどのようにされたかっていうところだろうと思いますし、お世話になった方につきましては、出来上がりのCDのほうは、収めさせていただいております。

○議長（吉原美智恵君） ほかに。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 議長、1番。

○議長（吉原美智恵君） 1番 浅田議員。

○議員（1番 浅田 龍太郎君） 地方交付税についてです。地方交付税、増額の補正が入っております。この要因として基準財政収入額なのか需要額なのか、詳細な項目がもし分かりましたら教えていただきたいです。

また3月特別交付税の見込みがあればこれについても教えていただきたいです。お願いします。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） まず地方交付税の増額の要因ですが、基準財政収入額の方の変動はございません。基準財政需要額のほうが人勸とかで想定されてたものよりはるかに多かったりとかですね、物価上昇分で再算定されたもの、そういったもので上昇してるというふうにお考えいただければと思います。

結果としまして、再算定結果が49億5,443万円、予算現額が47億5,964万円ということでその乖離分1億9,477万円を増額させていただいております。

3月の特別交付税につきましては、大体毎年ですね、3月の20日以降ぐらいに交付決定がされますので、現時点では不明ということになりますが、最近低かったときでも3億4,000万ぐらい大体交付されておりますので、予算現額も一応大体同額のようにしております。ただ最近は3億7,000万ぐらい来てますので、できればそれぐらい欲しいな

と期待はしているような状況です。以上です。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 議長。

○議長（吉原美智恵君） 1 番 浅田議員。

○議員（1 番 浅田 龍太郎君） 人件費等についての要はプラス改定ということだと思
うんですけども、これは人事院勧告に伴ってというところが大きいのかなというふう
に考えておりまして、これは単年度的なものではなくて、一定程度継続するような見込
みでいいのかどうか、その認識でいいのかどうか、ちょっと教えてください。

○財務課長（池山 大司君） 議長、財務課長。

○議長（吉原美智恵君） 池山財務課長。

○財務課長（池山 大司君） 令和 6 年度、7 年度につきましてはこの再算定という形に
よって、この上昇分を追加交付してもらっています。ただ令和 8 年度の地方財政計画の
中には、あらかじめこの上昇分を見込んで交付するというようなことになっておりまし
て、恐らく、あまり追加配分というのはないのではないかとということで今考えていると
ころです。以上です。

○議長（吉原美智恵君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました

（日程第 37）議案第 36 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 36 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計補正予算
（第 1 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 36 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

起立が乱れていますので、皆さん、合わせてお願いします。

よろしく願いいたします。

（日程第 38）議案第 37 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 37 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 37 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 39）議案第 38 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 38 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 7 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 40）議案第 39 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 39 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 41）議案第 40 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 40 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

(日程第 42) 議案第 41 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 41 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計補正予算(第 4 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

(日程第 43) 議案第 42 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 42 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 2 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

(日程第 44) 議案第 43 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 43 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計補正予算(第 3 号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 45）議案第 44 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 44 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 46）議案第 45 号

○議長（吉原美智恵君） 議案第 45 号 令和 7 年度大山町水道事業会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原美智恵君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（吉原美智恵君） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

散会報告

○議長（吉原美智恵君） 美智恵君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、3 月 13 日に会議を開き、一般質問を行いますので、午前 9 時 30 分までに、本議場に集合してください。本日はこれで散会します。

午後 2 時 11 分散会